

報告事項エ

鳥取県教育委員会障がい者活躍推進計画の一部改定について

鳥取県教育委員会障がい者活躍推進計画の一部改定について、別紙のとおり報告します。

令和6年1月17日

鳥取県教育委員会教育長 足羽英樹

令和2年3月20日

令和6年1月16日改定

鳥取県教育委員会

機関名	鳥取県教育委員会	
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間） （計画期間であっても必要に応じて見直しを行う）	
鳥取県教育委員会における障がい者雇用に関する課題	令和元年において、法定雇用率が未達成となったため、令和2年に向けて法定雇用率を達成する障がい者採用計画を作成するとともに、積極的な採用活動を行っているところである。 令和2年には法定雇用率の達成を目指すとともに、障がい者である職員の活躍のために、職場の拡大や職場環境の向上等更なる取組が必要である。	
目標		
① 採用に関する目標	【障がい者雇用率】 （令和6年6月1日時点） <u>2.70%</u> （参考）令和元年6月1日時点の雇用率：2.16%	
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 ※今後、障がい者である職員の定着状況データを把握予定。	
③ 職場の満足度に関する目標	職場に不満足な職員の割合 20%以下 （評価方法）障がい者である職員に対してアンケート調査を実施する。	
取組内容		
1 障がい者の活躍を推進する体制整備		
(1) 組織面	○障がい者雇用推進者として教育総務課長を選任する（令和元年9月5日に選任済）。 ○令和2年に、障がい者雇用推進者を中心として、各人事担当者及び各職場の担当者により、障がい者雇用推進チームを設置し、障がい者の活躍推進について検討する。また、必要に応じて障がい者である職員の参画を求める。 ○組織外の関係機関（鳥取労働局、障害者就業・生活支援センター）と連携体制を構築する。	
(2) 人材面	○教育総務課及び教育人材開発課の職員の中から障がい者職業生活相談員を選任し、障がいのある職員や職場で支援にあたる職員が相談できる窓口を設置する。 ○障がい者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）全員について、鳥取労働局が開催する障がい者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○職場の上司、同僚職員を対象に障がい特性への理解を深める研修会を受講させる。	
2 障がい者の基本となる職務の選定・創出		
	○現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、個別に業務の分担等を行う。	

3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	<p>○障がい者の要望を踏まえ、事務部局及び県立学校における障がい者差別解消推進に関する教職員対応要領に則して、ハード面及びソフト面の両面で環境整備を検討する。</p> <p>○新規に採用した障がい者については定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
(2) 募集・採用	<p>○教員採用候補者選考試験等において、障がい者特別枠を設け積極的な採用を行う。</p> <p>○採用選考に当たり、障がい者からの要望を踏まえ、障がい特性に配慮した選考の実施に努める。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 <p>○早期の職場適応を支援するため、県立学校の業務補助職員のほか必要な職員について、採用前職場研修を実施する。</p> <p>○フルタイム就業の経験がない者について、フルタイム勤務となる正式採用前に、短時間の勤務から開始する「ならし勤務」を可能とする。</p>
(3) 働き方	<p>○障がいの特性から生じる疲労の回復を図るため、1日につき1時間以内の小休止行為の弾力的運用を行う。</p> <p>○年次有給休暇などの各種休暇の利用を促進する。</p>
(4) キャリア形成	<p>○県立学校の業務補助職員等について、本人の希望及び能力に応じて事務補助職へのステップアップの仕組みを整備する。</p>
(5) その他の人事管理	<p>○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。また、本人が希望する場合には、「精神障がい者等の就労パスポート」の活用等により、適切な支援や配慮を講じる。</p> <p>○障がい者からの要望を踏まえ、障がい特性に配慮した職場介助、通勤への配慮等に努める。</p> <p>○中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。</p>
4 その他	
	<p>○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>

(参考)

鳥取県教育委員会障がい者活躍推進計画の一部改定について

令和6年1月17日
教育総務課・教育人材開発課

障がい者の職業の安定のため、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下「法」という。)により、国・地方公共団体の任命権者は「障害者活躍推進計画」を定めることが義務付けられているとともに、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります。

本県教育委員会では、令和2年3月20日付けで「鳥取県教育委員会障がい者活躍推進計画」(以下「推進計画」という。)(計画期間：令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間))を定め、障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に取り組んでいるところです。

このたび、令和6年4月1日から法定雇用率が引き上げられることに伴い推進計画を改定しました。

1 今後の法定雇用率等の推移

	令和5年度	令和6年4月以降	令和7年4月以降	令和8年7月以降
教育委員会の法定雇用率	2.5%	2.7%	→	2.9%
当教委に適用される除外率(※)	25%	→	15%	→
(参考) 地方公共団体の法定雇用率	2.6%	2.8%	→	3.0%
民間事業主の法定雇用率	2.3%	2.5%	→	2.7%

※除外率：障がい者が就業することが困難であると認められる職種の職員(以下「除外職員」という。)として、船員、小学校及び特別支援学校(盲学校除く)の教育職員が定められており、職員の総数に対する除外職員の割合に応じて適用される率のこと。雇用率の算定に当たって職員の総数が除外率に応じて控除される仕組みとなっている。

2 目標雇用率の改定

【改定前】(令和6年6月1日時点) 2.5% (令和5年度現在の法定雇用率と同じ率)

↓

【改定後】(令和6年6月1日時点) 2.7% (令和6年4月以降の法定雇用率と同じ率)

※毎年6月1日時点の雇用率を国へ通報

なお、令和7年度以降の目標値については、次期計画期間に係る推進計画の策定において改めて検討することとする。